

まちなかウォークブルの推進について

■目的

昼も夜も誰もが歩いて楽しめる魅力的な“まちなか”の創出に向け、まちなかを訪れた人が、人と人の身体的距離を確保し、安全・安心に回遊・滞在できる居心地の良い空間（居場所）を創出します。

■取組

1. “歩いて”楽しい居場所づくり… 道路空間の再配分

✓道路空間の再配分により、まちなかの空間を歩行者へ開放します。



歩道が狭い
⇒歩道拡幅による安全・快適性向上等



熊本城等とアーケードを繋ぐ重要な路線
⇒歩道拡幅による賑わい創出等

2. “感じて”楽しい居場所づくり… 夜間景観整備、道路空間美化

✓潤いや温かみある街路樹や照明等による居心地の良い空間を演出します。

3. “滞在して”楽しい居場所づくり… 民間による道路空間の利活用

✓民間による道路空間の利活用を促進します。

- 道路占用許可基準の緩和(コロナ特例措置):5路線導入 (R3.3月末まで延長)
※道路清掃等を条件に、路上でのテラス・テイクアウト営業等を許可
- **継続的にテラス営業等が実施**できるよう
歩行者利便増進道路制度(ほこみち制度)の導入検討※



上通並木坂
の例



※テラス営業等の実施

■スケジュール

	R2				R3			
	6月	7月～ 10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
コロナ特例措置		コロナ特例措置の実施 ※R2. 11月末をR3. 3月末まで延長						
	★国交省通達		★本市におけるコロナ特例措置の実施		コロナ特例措置終了★			
ほこみち制度(道路法)		★ほこみち制度施行						熊本市ほこみち制度運用開始
	熊本市道路の構造の基準等を定める条例改正に向けた検討							
	路線指定に係る関係機関協議等							
		3月議会：条例改正、路線指定案の報告★					路線指定★	

コロナ特例実施団体 (5団体※)

※11月末時点

- ① 下通繁栄会
- ② 安政町商興会
- ③ 駕町通り商店街振興組合
- ④ 上通1・2丁目商店街振興組合
- ⑤ 健軍商店街振興組合

条例の改正(新設)内容
ほこみち路線において、
物件を設置できること等
を規定

※ほこみち制度とは・・・

歩道拡幅による安全かつ円滑な通行確保と、
民間の道路空間利活用を促進する制度

「対象路線基準案」

- ・歩行者専用道路
- ・歩道の有効幅員が2.0m以上確保できる等